

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認請求等住民訴訟事件
原告 金城 ミツ子 外7名
被告 沖縄県知事玉城康裕
補助参加人 一般財団法人沖縄美ら島財団

第8準備書面

令和6年12月12日

那覇地方裁判所 民事第2部 御中

補助参加人訴訟代理人

弁護士 与世田 兼 稔



第1 本件火災の原因について

原告らは、鍵谷投稿を鑑定意見書であると断じ、この投稿の結論部分である「那覇市消防局による火災原因判定書では、火災原因が特定できないので『原因不明』と結論したが、監視カメラに映ったフラッシュ等の火災状況や発火源と判定されている分電盤室に保管されていた送風機のコード類が溶融していない事実と矛盾する」等と批判して、本件火災の原因は、補助参加人のLED照明とコード設置に関する過失によるものである等と主張する。

しかし、那覇市消防局の消防司令長山城達作成の令和2年12月28日付「火災原因判定書」（甲4号証の2）は、実に詳細な実況見分・現場検証作業に基づいての客観的かつ公正な調査結果であるから、その信用性は極めて高度と解すべきである。そこで、まずは、この調査結果の概要を明らかにする。

第2 那覇消防局の火災原因調査結果について

1 はじめに

那覇市消防局の消防司令長山城達作成の令和2年12月28日付「火災原因判定書」（甲4号証の2）を要約すれば、本件火災の原因は下記のとおりである。

なお、この判定書は、実に膨大な実況見分・現場検証（甲4の1～7）等

の調査結果に基づいて、総合的な検証作業を経ての「判定意見書」であるから、相当に高度な証明力を有する文書と解すべきであり、鍵谷投稿の見解より遥かに精緻かつ正確・公正な調査結果と評すべきものである。

2 出火建物の判定

「正殿は建物としての原形をとどめておらず、その周辺の建物は正殿又は正殿方向にある建物から延焼していると認められる。防犯カメラ映像からも正殿が先に燃え始めていることが認められる（甲4の2：3p）。

3 出火階の判定

出火階は正殿1階と判定する（同5P）

4 出火箇所の判定

防犯カメラ映像の実況見分状況及び火災出動時における見分状況ともに正殿北側から出火していることを示しており、関係者の供述とも矛盾はない。また、関係者の供述や行動、開口部の位置から推測される延焼状況からは正殿北側東寄りからの出火を示しており、正殿を「北東」、「北西」、「南東」、「南西」に等分し、仮にそれぞれの場所を出火箇所として見分状況や供述と矛盾が無いか検討した場合、「北東」以外の場所では防犯カメラ映像、消防隊の見分状況、某氏の供述からすると、推測される延焼経路に矛盾が生じる。よって、出火箇所は正殿1階北側東寄り付近と判定する（同7P）。

5 出火原因の判定

(1) たばこについて

可能性は否定される（同7P）。

(2) 放火について

- ・外部の者による放火は否定される（同7P）。
- ・内部の者による放火の可能性も否定される（同7P）。

(3) 電気関係

ア イベントで使用する電気機器、配線等
出火は否定される（同8P）。

イ 分電盤について

- ・第1区画と第5区画で溶融痕のある断線した電気配線や銅粒、その他金属の溶融物が散見でき、それらは区画の西側に集中しており、第1区画の北側からLED照明の土台発掘位置付近まで点在しながら

見分できる。

- ・ 電灯分電盤の電源は21時30分に制御装置のプログラムにより自動的にブレーカーが遮断されるとのことであるが、12番から16番のブレーカーはプログラムに組み込まれておらず通電状態であった。
- ・ 分電盤には後付けの2口コンセントが設置されているが、4つの受け刃は変形しており、開いた状態であったか閉じた状態であったかを判断することはできず、受け刃にプラグの差し刃は認められない。コンセントボックスを開いて内部を見分すると、分電盤の筐体から6本の配線がつながっているのが確認でき、電気配線はいずれも被覆が焼失して単線の心線がむき出しになっており、このうちの3本の心線と接触している箇所で分電盤筐体が半円形に溶けているのが認められる。
- ・ メインブレーカー上部の3本の入力電源線は、それぞれ、部分断線、完全断線、断線なしを見分でき、交流ブレーカーボックスの下部には、入力電源線と同じ径の断線が5本認められる。このうち2本は片側に接続端子が認められるが、それぞれ約40センチメートルの位置で断線しており、断線部分には溶融痕が認められる。残りの3本は約20センチメートルの長さで、断線部分は溶融して3本がつながっており、溶融部分には複数のネジが抱き込まれているのが確認できる。
- ・ 交流ブレーカーボックスの各個別ブレーカーはそれぞれ全体に焼損しており、かろうじて原形をとどめている状態であるが、いずれも配線接続部にゆるみや溶融箇所は認められない。左側個別ブレーカーの二次側には電気配線が一切認められず、右側については4番、8番、10番、12番及び14番の個別ブレーカー二次側に電気配線がつながっているが、いずれも断線しており、4番及び12番の個別ブレーカーからつながる配線の断線箇所に溶融痕が認められる。
- ・ ハブボックスへ電源とLANケーブルを通すための丸い穴には3本の単線の電気配線が認められるが、途中で断線しており、断線部分には溶融痕が認められる。

- ・ 第1区画の南西側の礎石付近と第1区画に隣接する第5区画の北西側に、LED照明の土台部分が見分でき、「LED照明器具は、ここが一般観覧者が通る場所なので、観覧者の邪魔にならないように部屋の西側壁面沿いに置いてありました。延長コードも邪魔にならないようにコンセントから北壁面沿い、西壁面沿いに這わせてありましたが、コードの固定や保護はしてありませんでした」とのこと。
- ・ 上記を考察すると、分電盤の個別ブレーカーを介していない配線については、木製の端子盤は焼失しているが、電灯分電盤筐体内部をとおり、金属配管に収められて床下をとおり各電気機器へ配線されているため、仮にそれらの配線から出火したとしても延焼するとは考えにくい。

100Vの直流電源の正殿内への電源供給は、奉神門の電気室から分電盤を介して供給されているが、直流電源については交流電源が遮断された場合に電源が入るため、二次側で異常が起こることは無いと考えられることに加え、直流ブレーカーボックスの上の端子台接続部に断線や溶融部は認められず、直流ブレーカーボックス内においても電気配線に断線は認められないことから直流電源から出火した可能性は低い。

交流電源については、直流電源と同じく奉神門の電気室から分電盤を介して供給されており、メインブレーカー上部の3本の入力電源線や交流ブレーカーボックスの下部には、入力電源線と同じ径の断線や溶融痕がある電気配線が認められる他、交流ブレーカーボックスの下部には、入力電源線と同じ径の断線や溶融痕がある電気配線が認められる他、交流ブレーカーボックスの各個別ブレーカーにはそれぞれ全体に焼損しており、かろうじて原形をとどめている状態である。また、後付けコンセントのコンセントボックスを開いて内部を見分すると、電気配線はいずれも被膜が焼失して単線の心線がむき出しになっており、このうちの3本の心線と接触している箇所分電盤筐体が半円形に溶けているのが認められ、さらに、ハブボックスへ電源とLANケーブルを通すための丸い穴には3本の単線の電気配線が認められるが、途中で断線しており、断線部分には溶

融痕が認められるため、何らかの異常があったとも考えられる。しかし、正殿第1区画と第5区画で溶融痕のある電気配線や銅粒が複数見分できることから、分電盤内部の異常より前に分電盤外部の二次側で電氣的異常があったとも推測できる。また、仮に分電盤の一次側で短絡等の異常が起これば、交流電源、直流電源どちらの場合も奉神門の電気室のブレーカーが作動すると考えられ、さらに、金属製の筐体内で出火しても外部へ延焼するとは考え難いため、後付けコンセントやハブボックスへの配線通過部分を含め、分電盤内部から出火した可能性は低い（同10P）。

ウ 送風機について

出火時は送風機に電圧は印加していないと考えられ、送風機から出火した可能性は否定される（同10P）。

エ ハブボックス（防犯カメラ用）について

- ・ ハブボックス内部には溶融痕がある断線した配線や接続端子が一部認められるが、これが発火源かどうかは判定できない。――中略――仮にハブボックスから出火した場合は、防犯センサーが異常を示す前にハブボックスの電源等が焼損し、防犯カメラの記録が途切れると考えられることから、出火後に火災熱でハブボックスの電源または LAN ケーブルが焼け切れ、順次防犯カメラ映像が途切れたものと推測される。よって、ハブボックスから出火した可能性は低い（同11P）。

オ 後付け天井照明について

- ・ 正殿内の防犯カメラ映像には照明が点灯している様子は見分できない。よって、出火時に後付け照明本体から出火した可能性は否定される。スイッチまでは印加していたと考えられるが、金属製の保護枠に覆われた配線が断線することなくつながっていることから、スイッチや配線から出火した可能性は低い（同12P）。

カ 屋内配線について

- ・ 防犯システム以外の電気配線については全て金属製の配管内に収められていることから、断線や溶融痕が様々な部分で認められるが、仮に配管内の配線から出火したとしても延焼するとは考えにくい。

金属製の配管に損傷がありその部分から延焼したとしても、各階の床下に配線されていることを考えると、1階の床下配線から出火した場合は、1階床下に設置された自動火災報知設備の感知器が早期に発報するか、床下から外部へ煙や炎が見分できるはずである。2階又は3階の床下配線から出火した場合も同様に考えられ、その場合、最先着隊の見分状況や防犯カメラ映像から見分される煙や炎の位置、発見者の供述内容や警報システム等の作動状況と矛盾が生じてしまう。また、防犯システムの各センサーをつなぐ配線は1階天井に露出配線されているが、最初に異常を感知したのが防犯システムであり防犯センサーの配線から出火した可能性は極めて低い。

- ・ よって、屋内の電気配線から出火した可能性は低い（同12P）。
- キ 正殿裏リフト（椅子式階段昇降機）について

椅子式階段昇降機への電源供給する配線からの出火の可能性は低い（同13P）。

ク 延長コード及びLEDライトについて

- ・ 実況見分調書（正殿・第4回）1に記載のとおり、第1区画と第5区画で溶融痕のある断線した電気配線や銅粒、その他金属の溶融物が複数見分でき、それらは区画の西側に集中しており、第1区画の北側からLED照明の土台発掘位置付近まで点在しながら見分できる。
- ・ 電灯分電盤の電源は21時30分に制御装置のプログラムにより自動的にブレーカーが遮断されるところであるが、12番から16番のブレーカーはプログラムに組み込まれておらず通電状態にあった。
- ・ 12番には後付け照明と後付けコンセント、ハブボックス用電源の3系統の配線をつないでいた。
- ・ 第1区画の南西側と第5区画の北西側でLED照明の土台が発掘見分できた。
- ・ 送風機は分電盤の前においてありました。LED照明器具は、ここが一般観覧者が通る場所なので、観覧者の邪魔にならないように部屋の西側壁面沿いに置いてあった。延長コードが邪魔にならないように後付けコンセントから北壁面沿い、西壁面沿いに這わせてありましたが、コードの固定や保護はしてなかった。LED配置図と一致。

- ・ 第1区画北側の分電盤近くに礎石付近でコンセントの外枠や断線した電気配線が見分できる。
- ・ 正殿の床には数種類のマットが敷かれており、それぞれ防災であること
- ・ 消防研究センターの燃焼実験結果に記載のとおり、燃焼後の金属部品は燃焼前の形状をとどめている物が少なく、外観上からはどの器具の部品であるかを判断することは極めて困難であった。
- ・ 消防研究センターの木材燃焼実験結果に記載のとおり、首里城正殿で使用されている赤色塗料の塗膜と赤色塗料が塗られた木材を熱重量示差熱同時測定装置 (TG-DTA) により燃焼着火温度の測定を行った結果、2つの資料は、2段階目に大きな発熱を伴う急激な分解が認められることは共通しているが、分解開始時温度はともに高温である。また、第1段階の分解は250℃～280℃で開始しているが、大きな発熱を伴っておらず急激な燃焼を起こす可能性は低い。よって、2つの資料を比較すると、燃焼正性状に大きな違いがあるとは認められない。
- ・ 上記を考察すると、LED照明は延長コードを介して後付けコンセントに接続された状態であり、……スイッチを切ってプラグは抜いていないとのことから、延長コードとLED照明のスイッチ部分までは電圧が印加された状態であったと考えられ、融解痕のある断線した電気配線や銅粒、その他金属の溶融物が複数見分されるが、……延長コードとLED照明の配置状況やLED配置図と発掘位置が一致するため、それらは延長コードの配線やLED照明の部品であると考えられる。

さらに、延長コードとLED照明の設置場所は、一般観覧者が通る場所であり、延長コードや配線の固定や保護はしていないとのことから、引張や踏み付け、いたずら等による断線や配線被膜の劣化等があったとも考えられ、埃や水分等の影響による延長コードとLED照明のプラグ接続部でのトラッキングについても可能性は否定できない。

しかし、消防研究センターの各燃焼実験結果から、外観上からどの器具のどの部品であるかを判断することはできず、溶融痕や銅粒については、直接火災の原因となった発火源であるとの判断はできない。

また、壁に塗られた赤色塗料についても、急激な燃焼をするような性状は認められず、床には防災マットが敷かれていることから、着火物や燃焼媒体となったものについても特定できない（同14P）。

6 結論

以上のとおり、たばこ、放火及び複数の電気関係について検討した結果、たばこ及び放火による出火の可能性は否定される。

複数の電気関係については、イベントで使用する電気機器及び配線等、分電盤設置場所から発掘された送風機からの出火の可能性については否定される。

後付けコンセントやハブボックスへの配線通過部分を含めた分電盤内部、ハブボックス、スイッチや配線を含めた後付け照明、正殿内の屋内配線及び正殿裏リフトからの出火について、可能性は低いと判断する。

後付けコンセントに接続された延長コードから LED 照明のスイッチ部分までの、電圧が印加していた部分で、何らかの電氣的異常があり出火の原因となった可能性が考えられるが、発掘した物件や出火建物全体の焼損が激しく、発火源であると判断できる物的証拠及び着火物や延焼媒体となる物については特定できないことから、本件火災の原因については不明とする。

第3 被告沖縄県の主張を踏まえての総合的検討について

1 被告沖縄県の主張について

被告沖縄県は令和6年12月6日付準備書面をもって、原告ら主張の出火原因について、明快な反論主張を明らかにした。この主張の要旨は、下記のとおりのもので整理できる。

記

- (1) 鍵谷司氏の専門性及び中立性について、重大な疑義があること
 - (2) 鍵谷氏の出火原因の意見について、疑義があること
 - (3) 鍵谷氏の出火のメカニズムの意見についても疑義があること
 - (4) 着火のメカニズム（第2、7項）の意見についても疑義があること
- 2 補助参加人の援用について
補助参加人は、被告沖縄県の上記主張を全部援用する。
 - 3 被告沖縄県主張を踏まえての総合的検討について

(1) 専門家の名のもとに補助参加人を貶めようとしている事実の問題点について

被告沖縄県の主張により明らかにされた事実によれば、鋤谷氏は火災事故原因を究明するにおける専門性を有しているわけではなく、しかも中立・公正な立場からの意見であると装いながら、その実態は原告らと共同歩調をとって、沖縄県民の財産ともいべき首里城焼失の全責任が補助参加人にあると断罪せんとする偏頗不公正な意見であり、補助参加人の立場からすれば、到底、容認できるような主張では全くない。

よって、本書面をもって、鋤谷氏に対しては、断固として抗議の意思を表明しておきたい。

(2) 鋤谷投稿意見についての反論について

鋤谷意見書の問題点については、被告沖縄県の上記書面によって明らかにされているところであるが、その要点を指摘すると下記のとおりである。

記

ア 出火原因について

鋤谷投稿によれば、「出火原因について不明と判断した那覇市消防局の『火災原因判定書』について、物的証拠へ過度に依存し原因不明としている」と批判的な意見を明らかにしている。そして、「現場にあった送風機のコードがプラグから抜かれ通電していない状況で溶融痕が確認されず、延長コードには溶融痕が認められることから、延長コードの溶融痕は火災熱によるものではなくショートによることを示唆している」と主張している。

しかし、上記「火災原因判定書」(甲4の2:14P)によれば、この原因問題について、「延長コードとLED照明の設置場所は、一般観覧者が通る場所であり、延長コードや配線の固定や保護はしていないとのことから、引張や踏み付け、いたずら等による断線や配線被膜の劣化等があったとも考えられ、埃や水分等の影響による延長コードとLED照明のプラグ接続部でのトラッキングについても可能性は否定できない。」との意見は表明したうえで、「消防研究センターの各燃焼実験結果から、外観上からどの器具のどの部品であるかを判断することはできず、溶融痕や銅粒については、直接火災の原因となった発火源であるとの判断はでき

ない。また、壁に塗られた赤色塗料についても、急激な燃焼をするような性状は認められず、床には防災マットが敷かれていることから、着火物や燃焼媒体となったものについても特定できない」(同14P)と判定して、総合的な検討の結果、「発掘した物件や出火建物全体の焼損が激しく、発火源であると判断できる物的証拠及び着火物や延焼媒体となる物については特定できないことから、本件火災の原因については不明とする」(甲4の2:14P)と判定しているのであり、極めて正当な判断であると解すべきである。

イ 発火メカニズムについて

原告ら主張の発火メカニズムは、「延長コードの配線を束ねて長さの調節をしていたとの証拠に基づかない前提事実によって組み立てられている。この前提事実には誤りがある以上、鍵谷投稿の信用性が崩れることは余りに自明のことである。この点についての被告沖縄県の主張は、極めて適切であるから、これを援用することにより補助参加人の主張とする(鍵谷氏の投稿:甲30、83頁)。

ウ 着火のメカニズムについて

被告沖縄県の主張のとおり、「火災が発生する(燃焼が起きる)ためには、発火するだけでなく、それが可燃物に引火して可燃物の燃焼が継続することが必要である。」。しかし、原告らが出火したと主張する分電盤室には可燃物が存在しない。原告らも認めるとおり、床面のカーペットは防災処理が施されており燃焼するための可燃物とはならない。

さらに、甲5の2の写真からも明らかなおとおり、その他の可燃物も存在しない。そのため、仮に延長コードなどで発火したとしても、火災(燃焼)に至ることはない。原告らは、「延長コードの傍らあるいはその上に布類が保管されていれば当然着火する」と強弁しているが、この主張を裏付ける証拠は欠片も存在していない。

よって、この主張もまた失当である。なお、被告沖縄県主張のとおり、鍵谷氏の投稿(甲31)では、「実況見分調書で布製残渣物があったこと、首里城祭を翌日に控えており多くの祭り用品が必要であったことなどから、分電盤室(延長コードの付近)にこれらが保管されていたに違いなく、これらは可燃物なので、これに着火して燃焼したとされている。」。しかし、

延長コード付近に祭りの用品（仕切りテープや大量の天幕など）が保管されていた事実はない。祭りの用品が延長コード付近に保管されてこれに引火して燃焼したとの原告らの燃焼メカニズムは、根拠のない推論に基づくものであって全く理由がない。

第4 結論

以上の通りであるから、鍵谷投稿に基づく原告らの火災原因の主張には理由がない。よって、速やかに結審の上、原告ら請求棄却判決がなされるべきである。

以上